

太田市環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の概要

1 目的（1条）

太陽光発電設備の設置に関して必要な規制を行うことで、自然環境・景観の維持、災害の防止、生活環境への被害防止に寄与し、住民の生活環境を保全する。

2 市民等の責務（5条～7条）

市民は、市の施策、この条例に定める手続の実施に協力するよう努める。

土地所有者等は、事業により自然環境・景観を損ない、または災害・生活環境への被害等が発生することのないよう、当該土地を適正に管理しなければならない。

事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、自然環境・景観を損ない、または災害・生活環境への被害等が発生することのないよう十分配慮し、近隣住民、該当自治体との良好な関係を保たなければならない。

3 特別保全地区（9条）

自然環境、景観等と太陽光発電設備の設置との調和が特に必要な地区を特別保全地区として指定する。

(1) 風致地区

- ・金山風致地区
- ・天神山風致地区

※風致地区とは、都市における樹林地、水辺などの良好な自然的要素に富んだ地域等を都市計画に基づき指定した、良好な自然的景観の維持・保全を目的とした区域

(2) 地区計画のうち、良好な住宅地、良好な住環境、良好な住宅団地、良好な救急医療の拠点としての市街地形成を目指す地区

- ・東長岡地区（東長岡住宅団地）
- ・城西町地区（パルタウン城西）
- ・八幡河原地区（リバータウン只上）
- ・大島地区（太田記念病院ほか）
- ・東長岡伊豆山地区（いずみニュータウン）

※地区計画とは、都市の課題や特徴を踏まえ、住民と市とが連携しながら住民の合意に基づいて、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置づけて「まちづくり」を誘導するために指定した地区

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

- ・急傾斜地の崩壊 警戒区域 67 か所（特別警戒区域 67 か所）
- ・土石流 警戒区域 29 か所（特別警戒区域 27 か所）
- ・地滑り 警戒区域 2 か所（特別警戒区域 0 か所）
- 合計 警戒区域 98 か所（特別警戒区域 94 か所）

※土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域とは、土砂崩れ、溢水等の災害のおそれのある地区

のうち、特に災害の危険性が高く、木竹の伐採、盛土、切土等の造成行為を制限する必要があると認められ指定（群馬県）した区域

(4) 条例施行後に、新たに特別保全地区を指定する場合は、審議会の意見を聴いて指定

[該当条件は、下記の地区で、保全・制限することが特に必要と認められる地区・区域]

- ・河川、森林等の所在する自然環境が良好な地区
- ・郷土的又は歴史的な特色を有する地区
- ・地域を象徴する優れた景観が保たれている地区
- ・土砂崩れ、溢水等の災害のおそれのある地区
- ・住居の環境を保護すべき地区

4 許可対象（13条）

特別保全地区内の全ての事業

※建築物の屋根又は屋上に設置するものは除く。

5 特別保全地区内における許可の手続

- (1) 届出・市との事前協議（11条・12条1項）
- (2) 近隣住民等（事業区域の境界から50mの範囲の土地・建物の所有者及び地元自治会）への説明会の開催（12条2項）
- (3) 許可申請（13条）
※環境・景観への配慮、造成（伐採）などの計画等について技術基準を審査
- (4) 審議会への附議（14条3項）
※許可・不許可の判断を行う。必要に応じて、関係者に出席を求める。
- (5) 許可（13条）
- (6) 工事着工（18条）
- (7) 完了検査（19条）
- (8) 手数料（33条） 許可申請 3万円 変更許可申請 2万円

6 その他

- (1) 措置命令（28条） 許可の内容に違反した事業者、無許可の事業者等に対し、工事停止、設備の除却、原状回復等を命令。
- (2) 公表（30条） 措置命令に違反した事業者の氏名等の公表。
- (3) 報告徴収（31条） 事業者、工事施行者等に対し必要な報告を求める。
- (4) 立入検査（32条） 事業者の事務所への立入。事業区域の立入。（土地所有者等に対する措置）